

# 福井市障がい者 地域生活支援拠点等事業ガイドライン



令和6年3月改訂

福井市障がい福祉課



# 目次

1	地域生活支援拠点等とは	1
2	拠点の機能について	1
3	福井市の整備状況について	2
4	拠点登録について	3
5	各機能の取組について	
5-1	相談	4、5、6
5-2	緊急時の受け入れ・対応	7、8、9
5-3	体験の機会・場	10
5-4	専門的人材の確保・養成	11
5-5	地域の体制づくり	12
6	資料集	13～17



## 1 地域生活支援拠点等とは

### 趣旨

障がい者のニーズの多様化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談 緊急時の受け入れ・対応 体験の機会・場 専門性 地域の体制づくり）を、地域の实情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を指す。

### 目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び共同生活援助等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障がい者等の地域での生活を支援する。

## 2 拠点の機能について

### 必要な機能

拠点には下記の5つの機能があります。

拠点にはどんな機能があるの？



#### 相談

障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に必要なサービスのコーディネートや相談  
その他必要な支援を行う。

#### 緊急時の受け入れ・対応

介護者の急病や障がい者の状態・環境変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡  
等の必要な対応を行う。

#### 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立に当たって、体験の機会・場を提供する。

#### 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行う事ができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う

#### 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。



## 4 拠点登録について

地域生活支援拠点等を実施する事業者は登録が必要となります。登録手順については下記のとおりとなります。

### 事業所登録の手順について

#### 1 運営規程の変更

拠点等の機能を担う事業所となる際に、運営規程にその旨の記載が必要。(記載例はHP参照)

#### 2 届出書の提出

事前相談ののち、添付書類を添えて障がい福祉課へ届出書を提出。

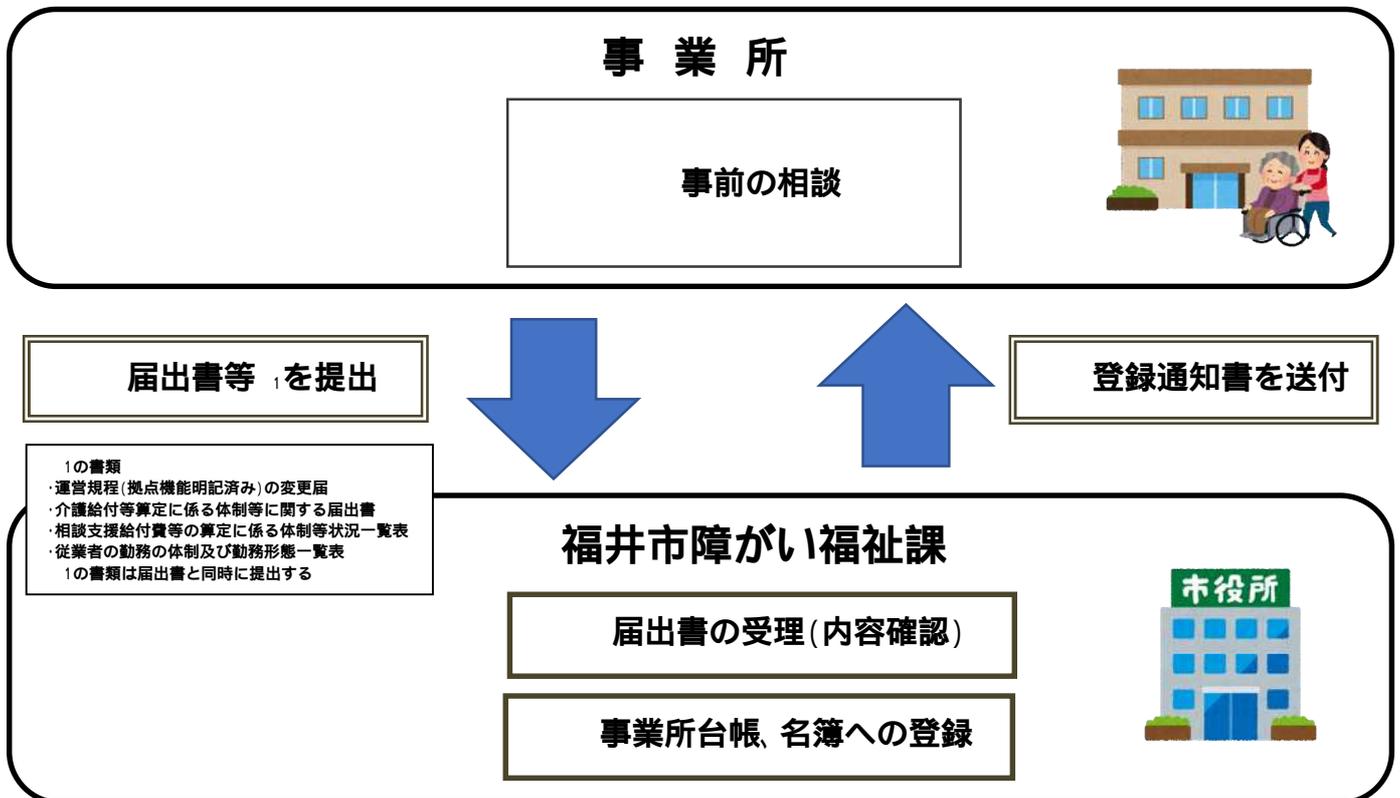
#### 3 登録

届出書を確認後、地域生活支援拠点等事業所名簿(事業所台帳含む)に登録し、地域生活支援拠点等事業者登録通知書を事業所へ送付。また、登録した事業所はホームページにて公表する。

緊急時対応したのに、拠点登録してなかったあ~!!



### 登録の流れ



## 5 各機能の取組について

拠点には5つの機能があります。以下に各機能の取組について記載しました。登録事業所につきましては、各自確認していただき、対応をお願いします。

面的整備として機能するためには、各事業所が取組を理解し、チームとして連携することが重要になります!!



### 5-1 相談

機能を担う機関	特定相談、障害児相談、委託相談 等
緊急時の対応窓口	拠点登録 = 24時間対応ではない。(ただし、一体的管理運営の場合を除く) 時間外は原則対応が難しいため、緊急時の支援リスクが高い方は事前に関係者間で協議しておくこと。
利用対象者	サービス利用者 特定相談支援事業所が対応 サービス未利用者 委託相談支援事業所が対応(原則地区相談が対応) 居住地定まっていない方は基幹対応 サービス利用していない者の対象について 障害福祉サービス利用対象者 ( )内の書類にて確認 ・身体障害者(身体障害者手帳) ・知的障害者(療育手帳) ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)受給者、医師の診断書) ・難病対象者(医師の診断書、特定医療費受給者証) ・障害児(障害者手帳、医師の診断書)
目的	親亡き後や緊急時を見据えて予防的に支援体制を整えておく



緊急時に不安を抱えている方は担当の相談員や障がい福祉課に相談して下さい。

## ○緊急時の定義等

<p><b>緊急時の支援が見込めない世帯の判断基準 1</b></p>	<p>緊急時の支援が見込めない世帯とは、次のような世帯を想定される。          (緊急時の定義は必ずしも下記状況の世帯のみを対象とはせず、状況に応じて柔軟に対応する)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる介護者が負傷、疾病、失踪、又は死亡などの状態となった場合に、他の介護者を確保することができない世帯</li> <li>・介護者がいても、障がいのある方の行動上の特性などにより、一時的に在宅での生活を継続することが困難な状態になることが見込まれる世帯</li> </ul>
<p><b>想定される事例</b></p>	<p>急病等による介護者の不在          冠婚葬祭(ただし、結婚などの事前に想定できるものは除く)          常時行っている生活の継続が見込めない場合          福祉サービスが何らかの理由で利用継続が出来なくなった場合          本人・家族の状態が急変し、現状の生活維持が困難な場合          その他突発的な事情で居住地を喪失もしくは安定した在宅生活が困難な場合</p>

## ○相談機能の運用

実施機関	緊急時の支援が見込めない世帯の把握	予防的な取組の実施	業務時間外における体制確保
<p><b>特定</b></p>	<p>計画相談を利用している場合            1の判断基準を参考にして、緊急時の支援が見込めない世帯を把握する</p>	<p>計画相談を利用している場合            ・緊急時に備え、短期入所等の利用を提案し、ニーズに応じて調整する            ・緊急事態が発生した際の連絡手段、連絡系統を準備しておく            ・モニタリング頻度を検討            ・緊急時のリスクが高い方を一覧表(要支援者台帳)などにまとめておく            資料集参照</p>	<p>・即時の対応が難しいため、支援リスクが高い方は想定される状況を整理し、関係者間で協議しておくこと。            ・法や医療に関わるケースは、必要な関係機関(警察、医療機関等)に連絡するよう伝えることも念頭に置いておくこと。            ・時間外の連絡窓口等の対応を一律にすることはしないが、拠点登録している事業所自体の意識は高く持つておくこと。</p>
<p><b>委託</b></p>	<p>計画相談を利用していない場合            地域住民等から相談・情報提供を受けた場合に、1の判断基準を参考にして、緊急時の支援が見込めない世帯を把握する</p>	<p>計画相談を利用していない場合            ・ニーズに応じて、特定相談を紹介し、短期入所等の利用を提案する。特定相談の利用に至らなかった場合は緊急時に情報提供できるよう、委託相談が情報を整理する(一覧表などで、整理)</p>	<p>・時間外の連絡窓口等の対応を一律にすることはしないが、拠点登録している事業所自体の意識は高く持つておくこと。</p>

## ○相談機能にかかる加算算定について

**地域生活支援拠点等相談強化加算：700単位/回(月4回限度)**

### 【概要】

拠点等である相談支援事業所が、緊急に支援が必要な事態が生じた者(要支援者)又はその家族からの要請に基づき、速やかに短期入所事業者に対して、要支援者に関する必要な情報の提供及び短期入所の利用に関する調整を行った場合に算定。

### 【手続き】

加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡調整を行った時刻、加算の算定の対象である旨を拠点利用報告書に記録し、5年間保存するとともに、作成次第、市に提出すること。 資料集参照

### 【注意事項】

調整先は短期入所に限定。緊急時の判断に迷うことがあれば、市に事前に相談すること。



災害時も含め、事前に関係者間で協議し、予防的な対策を講じていることが重要です!!

## 5-2 緊急時の受け入れ・対応

機能を担う機関	相談支援事業所等、短期入所、訪問系サービス提供事業所 等
目的	緊急時に、居宅での生活継続の調整及び短期入所事業所等での受け入れを行う
利用日数	最長1週間。ただし、障がいの状態、程度によって受け入れ日数は変わる。
事業所の選定	障がい種別で対応(契約事業所がある場合はそちらを優先)。ただし、重度障害者で介護負担が大きい方は、複数事業所との輪番制での対応も検討する。
緊急時の対応窓口	休日、時間外に責任者に連絡がいかず、受け入れ対応が後回しにならないよう事業所内で連絡系統の明確化を図ること。(決定権のある誰かが受け入れの判断ができるよう体制を取っておく)
サービス未利用者の対応	まずは行政に相談。当日付けでサービスの申請(もしくは申請意思の確認)を行い、後日区分認定の調査を行い、福祉サービスの利用を検討する。

障がい者かどうかの確認を行う



受け入れを検討

利用者の一時保護実施



### 緊急時の対応

#### 日中、時間外の対応機関について

区分		対応機関
計画相談支援を利用している	特定相談支援事業所業務時間内	特定相談、一般相談
	上段以外	行政、委託相談、親族、サービス提供事業所、そのほか必要な関係機関等も含めて、事前に緊急時に対応する流れを決めておく。
計画相談支援を利用していない	委託相談支援事業所業務時間内	委託相談 <sup>2</sup>
	上段以外	行政、親族、そのほか必要な関係機関等も含めて、事前に緊急時に対応する流れを決めておく。

<sup>2</sup> 原則地区割り。また、住所地が定まっていない方は、基幹相談支援センターが対応。

## 居宅生活継続に向けた判断・調整

障がいのある方のニーズを把握し、引き続き居宅で生活できるかを判断

障害福祉サービスを利用すれば引き続き居宅での生活が可能であると判断した場合には利用を調整

障害支援区分の認定を受けているものの、利用する予定の障害福祉サービスの支給を受けていない場合には、速やかに障がい福祉課に連絡

障がい福祉課は緊急時であることに鑑み、障害福祉サービスの利用開始日等について特段の配慮のもと支給を決定

障害支援区分の認定を受けていない場合においては、速やかに障がい福祉課に連絡

## 居宅での生活が困難な場合の対応

居宅での生活継続は困難であると判断

短期入所等での受入れを調整

下記の表を参考にして短期入所等での受入れを調整する



状態		調整する相手方	
医療行為不要	短期入所支給決定あり	利用実績あり	利用実績のある短期入所
		利用実績なし	短期入所事業所 <sup>3</sup>
	短期入所支給決定なし	障害支援区分あり	短期入所事業所 <sup>3</sup> 障がい福祉課(速やかに支給決定を行う)
		障害支援区分なし	障がい福祉課(状況に応じて措置を検討)
要医療	自傷他害あり	福井健康福祉センター地域保健課に通報 (時間外は警察等)	
	その他	かかりつけ医 緊急度が高い場合は救急に通報	

3 「緊急時の対応」において拠点登録のある事業所を優先すること

**施設での感染症蔓延に留意するため、必ず本人の体調を確認(体温や風邪症状等をチェック)し、事業所に受け入れをお願いすること。(感染リスクの高い方は医療機関に相談)**

## 在宅復帰に向けた調整

拠点利用については、最長で1週間となっています。相談支援事業所等は、緊急受入れ後速やかに、在宅復帰に向けた調整を行います。

再利用の際は、緊急時を理由に定期的なサービス利用とならないよう留意すること。(ただし、複数事業所の輪番制での再利用は除く) また、再利用については市と十分に協議のうえ、検討すること。

○緊急時対応の流れについては、フローチャート(資料集参照)を確認下さい。

緊急対応事例集(令和4年度～5年度)

本人の状況、同居家族	要請の内容	利用理由	調整方法	利用サービス	受け入れ先への提出書類	支援方針
40代 女性 精神障がい 居宅介護、B型、短期入所 区分2 両親	家族から家を出るように言われ居住地喪失	家族との折り合いが悪く、宿泊の場がない。精神的に不安定なため、相談支援が出来る短期入所に入りたい。	相談員単独で調整	短期入所	申請者の現状 (基本情報) 気になる点や利用の必要性を追記	後日、相談員を交えて家族と面談。恋愛関係の話しをしてお互いが感情的になってしまったことが原因。ご家族の了承を得て自宅に戻ることにした。
20代 女性 知的障がい B型、自立生活援助 区分なし 姉(父は単身赴任中)	オーバードーツにて救急搬送。入院できない場合、自宅での生活継続が困難。	診察の結果、入院出来なかった。姉は精神疾患、父は単身赴任中。同様のことを繰り返す可能性が高く、短期入所を利用したい。	相談員単独で調整	短期入所	申請者の現状 (基本情報) 不足情報を口頭で引き継ぎ	父が迎えに来れる日時に合わせ、短期入所の利用期間を設定。医療機関に受診し、今後の対応を検討。
10代 男性 知的・精神 生活介護、短期入所 区分4 父	父親への粗暴行為が見られ、自宅での生活継続が困難	23条通報するも入院には至らず。本人は家に帰りたがらず、父も数日間距離を置きたいとの訴えがあったため	基幹相談と協働し、調整	短期入所	申請者の現状 (基本情報) 不足情報を口頭で引き継ぎ	生活介護事業所を利用することにより日中は穏やかに過ごしている。今後は短期入所を利用しながら、施設入所先を検討していく。
10代 女性 身体・療育 放デイ、短期入所 両親、妹	介護者(母)の急病	父は仕事をしており、介護できる家族がいない。レスパイト入院も受け入れが難しく、緊急で短期入所を利用したい。	委託相談と協働し、調整	短期入所	申請者の現状 (基本情報) 不足情報を口頭で引き継ぎ	定期的な短期入所の利用を検討。本人の状況の変化に備え、適宜アセスメントを更新し、緊急時の受け入れ先が困らないよう準備する。
50代 女性 身体障がい 居宅介護、同行援護 区分4 単身	本人の急激な状態変化	別居している実母は高齢、息子とは関係性が悪い。医療機関受診も投薬のみで入院には至らず。緊急での短期入所を依頼。	委託相談と協働し、調整	居宅介護 短期入所	申請者の現状 (基本情報) 不足情報を口頭で引き継ぎ	介護保険サービスの対象者のため、介護認定を受ける予定。認定後に利用サービスの提案を行う。短期入所の定期利用も検討する。
40代 男性 身体・知的 生活介護、短期入所 区分5 両親	介護者(両親)の急病	庭仕事での父が脚立から転落し、頸部骨折。それを助けようとした母が背部圧迫骨折となり、自宅での生活が困難となったため。	相談員単独で調整	短期入所	申請者の現状 (基本情報) サービス等利用計画 受給者証の写し 家族作成のアセスメントシート	両親が入院中は短期入所しながら、グループホームの利用を検討していく。

### 5-3 体験の機会・場

機能を担う機関	相談支援事業所等、短期入所、GH、日中活動系サービス提供事業所 等
目的	本人のニーズに合った体験の機会・場を確保し、提供する

#### ○体験機能の運用

実施機関	取組内容
相談支援事業所等	病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行う。
短期入所 日中活動系サービス	相談支援事業所等からの体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。

詳細については、今後協議する。



## 5-4 専門的人材の育成・確保

機能を担う機関	基幹相談支援センター、自立支援協議会、地域生活支援拠点人材育成チーム
目的	支援者の育成・スキルアップを図る
運用内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの人材育成の研修の実施</li> <li>・自立支援協議会(相談支援事業者連絡会、各専門部会)での研修の実施</li> <li>・人材育成チームによる研修の実施</li> </ul>



障がい者の親亡き後を見据え、医療的ケアや強度行動障害等の重度化した障がい者に対しての専門的な対応できる人材の養成や地域課題に応じた人材育成を行います！

### 研修実績

#### 1 医療的ケアコーディネーター交流会(令和5年度)



##### 目的

医療的ケア児等コーディネーター同士の情報交換等の場  
医療的ケア児等に関わる制度や法律に関する学習の場  
医療的ケア当事者やご家族との交流

##### 参加者

医療的ケア児等コーディネーター  
福井県医療的ケア児者支援センター  
基幹相談支援センター  
地区障がい相談支援事業所  
行政(障がい福祉課、子育て支援課)

#### 2 若手職員向け交流会(令和5年度)



##### 目的

福祉職員のスキルアップ  
横のつながり(連携の強化)  
バーンアウトの未然防止

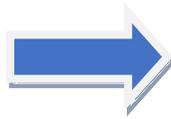
##### 参加者

障がい福祉分野での実務経験が3年目以内の職員  
年齢、サービス種別制限なし  
就労、児童、居宅分野での経験のある職員  
主任相談専門員  
基幹相談支援センター  
地区障がい相談支援事業所  
障がい福祉課

## 5-5 地域の体制づくり

機能を担う機関	相談支援事業所、自立支援協議会
目的	地域のあらゆる社会資源をネットワーク化する
運用内容	支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応する。必要に応じて協議会等にも報告し、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。

ひとりで悩んでいても  
解決しない問題があっ  
てつらい...



協議会等に報告する  
ことで、困難ケースの  
対応を共有できた！

### ○地域の体制づくり機能にかかる加算算定について

**地域体制強化共同支援加算: 2000 単位 / 回 (対象者1人につき月 1 回限度)**

#### 【概要】

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援が困難な計画相談支援対象障がい者等に対して、計画相談支援対象障がい者等の同意を得て、福祉サービス等を提供する事業者(医療機関や教育機関等の事業者をはじめ、利用者を取り巻く関係者(ボランティア、自治会等)を含む)のうちいずれか3者以上と会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に算定。

#### 【手続き】

地域体制強化共同支援加算報告書兼記録書(資料集参照)を作成し、5年間保存すること。

#### 【算定までの流れ】

相談支援専門員は、支援困難ケースについて、福祉サービス等を提供する事業者等と3者以上で会議により、情報共有及び支援内容を検討する。

会議で得た意見、助言等を参考にしながら、他のサービス提供事業所などと連携し、必要な支援を実施。

(提供しようとしたが、できなかった場合も含む)

当該支援困難ケースに係る課題等の整理を行い、「地域体制強化共同支援加算報告書兼記録書」に記録する。

記録した事例について、相談支援事業者連絡会等で報告を行う。

報告後、「地域体制強化共同支援加算報告書兼記録書」の裏面を記入し、事業所にて5年間保存すること。

#### 【注意事項】

- ・関係者間で情報共有するため、会議及び協議会への報告について本人の同意を得ること。
- ・3者の中に、対象者、その家族、家族のみに関わっている事業者は含まない。
- ・連絡会で報告する場合、本会1カ月前には作成した報告書を事務局に提出すること。

○登録事業所のリスト、拠点等にかかる報酬については市HPにて確認をお願いします。

## 6 資料集

要支援者台帳

年 月 日 現在

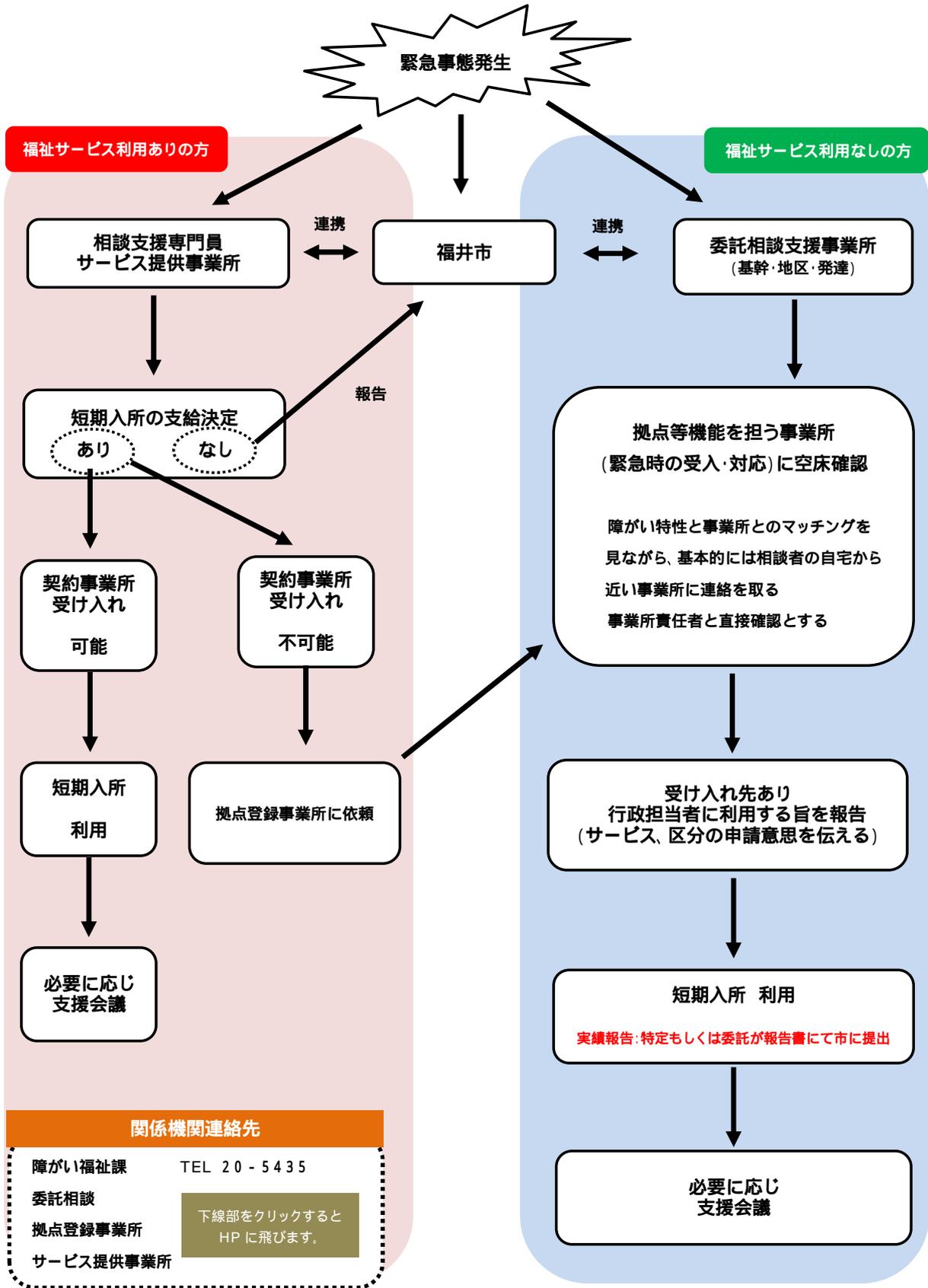
相談支援事業所名： \_\_\_\_\_

No	基本情報						医療情報			家族等（親族いない人はサービス提供事業所含む）			支援に当たっての注意事項	特記事項 (サービス提供事業所、モニタリング頻度等を記載)
	氏名	住所	連絡先	性別	生年月日	血液型	アレルギーや持病	薬	かかりつけ医	氏名	続柄	連絡先		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

### 注意事項

- (1) 個人情報のため、取り扱いには注意すること。
- (2) 台帳の内容に、追加、変更を生じた場合には、速やかに台帳を変更すること。
- (3) 同姓同名の者を区別するため、氏名のみならず、住所、生年月日についても、確実に記入すること。
- (4) 医療情報に関し、日ごろから、その内容を把握しておくこと。
- (5) 訪問に備え、利用者住所がチェックされた地図を作成しておくこと。
- (6) 想定される支援が必要なケース
  - ・障がい者と高齢者のみの世帯
  - ・医療的ケアが必要な世帯
  - ・複合的な課題を抱えており、支援が必要な世帯
  - ・下記の者で、緊急時に支援が必要な世帯
 (独居、身寄りなし、家庭内暴力、虐待、自殺企図、貧困、ひきこもり等)  
 利用者全員を記載する必要はなく、上記のような緊急時の支援リスクが高い方を名簿に記入すること。
- (7) あらかじめ、緊急時は誰から誰に連絡をするか等を想定しておくこと。
- (8) 台帳は各事業所ごとに保管し、作成すること。

緊急時支援等の利用に係るフローチャート



**関係機関連絡先**

障がい福祉課	TEL 20 - 5435
委託相談	下線部をクリックすると HP に飛びます。
拠点登録事業所	
サービス提供事業所	

地域生活支援拠点等利用報告書

下記の者の地域生活支援拠点等の利用について、報告致します。

令和 年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_  
 担当者名 \_\_\_\_\_

(ふりがな) 氏 名		性別	男 女		
		生年月日	昭和 年 月 日	平成 年 月 日	令和 年 月 日 ( 歳)
住所	〒 -				
手帳情報	身体 療育 精神 発達 難病	等級 程度		障がい内容	
要請のあった時間					
要請の内容					
連絡調整を行った時間					
地域生活支援拠点等相談強化加算 算定対象の有無		有 ・ 無			
利用希望理由					
利用事業所名、サービス種別					
利用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
期間設定理由					
今後の支援方針					
備考					

## 地域体制強化共同支援加算 報告書兼記録書

### 【事業所情報】

計画相談支援事業所名	
作成した相談支援専門員氏名	
連絡先	

### 【利用者情報】

利用者氏名	
生年月日(年齢)	年 月 日( 歳)
担当地区(ほくとうなど)	
利用サービス	
支援が困難な点	

共同支援に係る会議及び協議会への報告について本人同意を得ている

### 【共同支援に係る会議について】

開催年月日	年 月 日( )		
開催時間			
開催場所			
出席者 (所属・サービス名・職種・氏名)			
開催目的 (複数選択可能・ その他の場合下段に具体的に記載)	個別課題の解決	その他(具体的に記載 )	

### 【会議の具体的な内容】

利用者の支援の経過	
利用者の支援上の課題	
の課題への対応策	
地域課題・ニーズの現状	
地域生活支援拠点等の現状	
地域生活支援拠点等の必要な機能の充足について	

### 【その他(特記事項)】

--

以下、自立支援協議会等に報告後に記載

**【報告状況】**

報告した自立支援協議会名	
報告年月日	年 月 日
報告した相談支援専門員氏名	

**【自立支援協議会での意見】**

--

**【課題に対して協議したこと及び今後の取組】**

--

**【報告後の所感】**

--



福井市障がい者  
地域生活支援拠点等事業ガイドライン

令和2年4月 第1版  
令和4年10月 第2版  
令和6年3月 第3版

福井市福祉部 福祉事務所 障がい福祉課  
〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号  
T E L : 0776-20-5435  
F A X : 0776-20-5407  
E-mail : sfukusi@city.fukui.lg.jp